

住宅セーフティネットの基本的な考え方（概念図）（案）

・生活の基盤である住宅については、都民が市場において自力で確保することが基本

住宅市場

住宅確保に配慮を要する都民

- ①低所得・低資産であるなど経済力が低いこと、②世帯の特性に適した住宅が市場で十分に取引されていないこと、③社会関係力が弱いなどの属性等により、入居制限を受けやすいことや、自力では的確な選択が困難なこと、

低所得者等

- ・経済的理由から自力で適正な水準の住宅を確保することが困難
- ・就労が不安定な単身世帯などへの、就労支援と連携した居住支援が必要

子育て世帯

- ・一般的な世帯が負担可能な家賃水準で、子育てに適した広さや性能を有する住宅が市場で十分に取引されていない
- ・ひとり親世帯などへの、就労支援や子育て支援と連携した居住支援が必要

高齢者

- ・バリアフリー化された住宅が市場で十分に取引されていない
- ・死亡事故に対する不安等から、貸主側から入居を拒まれやすい
- ・ニーズに応じた高齢者向け住宅等への転居のための経済負担が大きい
- ・単身世帯などへの、見守りなどの生活支援と連携した居住支援が必要

障害者

- ・障害の状況に対応した住宅が市場で十分に取引されていない
- ・事故やトラブルに対する不安等から、貸主側から入居を拒まれやすい
- ・単身世帯などへの、自立支援と連携した居住支援が必要

など

	<p>■世帯の状況やニーズに応じた広さ、性能、サービスを備えた住まいを既存ストックの活用や市場機能の円滑化等により確保する</p>	<p>■入居機会の拡大や入居支援により、ニーズに応じた住宅への円滑な入居を促進する</p>	<p>■就労・子育て・自立・生活支援や福祉サービスなどの提供を促進する</p>
<p>公営住宅 住宅に困窮する低所得者向けの住宅</p>	<p>住宅のバリアフリー化などの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅セーフティネットの中核として、既存ストックを有効活用しつつ、計画的な建替えを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 真に住宅に困窮する都民に公平かつ的確に供給 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 既存ストックや、建替えに伴う創出用地を、福祉サービス施設等に提供
<p>公社・UR等 要配慮者にも開かれた中堅所得者向けの住宅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間では供給の少ない子育てに適した広さの住宅を有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の確保に配慮を要する都民について、円滑な入居を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 区市町村や地域社会、民間団体等とともに、各種支援・福祉サービスなどと連携した居住支援を推進
<p>民間賃貸住宅等 +</p> <p>居住支援協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 空き家など既存ストックの有効活用により、比較的低コストで、一定の広さ・性能などを備えた住宅を確保 ➢ 様々なニーズに応じたサービス付き高齢者向け住宅の整備などを促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事故等の貸主のリスクの軽減 ➢ 居住支援協議会等による物件情報の提供やマッチングなどの実施 ➢ 高齢者の持家の資産としての活用や流通を促進し、ニーズに応じた高齢者向け住宅等への転居を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 空き家など既存ストックについて、各種支援活動の場としての活用を促進

重層的な住宅セーフティネット

第2のセーフティネット

生活・就労支援制度等 ○生活困窮者自立支援法・TOKYOチャレンジネット

最後のセーフティネット

生活保護制度（住宅扶助）